

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月20日
【会社名】	アクリーティブ株式会社
【英訳名】	Accretive Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 猛
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目28番44号
【電話番号】	03-3552-8701
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高山 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目28番44号
【電話番号】	03-3552-8701
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高山 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を目的とする、2019年1月16日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式併合の目的

芙蓉総合リース株式会社（以下「芙蓉総合リース」といいます。）は、2018年9月25日から2018年11月6日までの30営業日を公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社株式及び新株予約権（以下「当社新株予約権」といい、当社株式及び当社新株予約権をあわせて以下「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。本公開買付けの結果、2018年11月13日（本公開買付けに係る決済の開始日）をもって、芙蓉総合リースは当社株式29,661,151株（所有割合（注）69.20%）を保有するに至っております。

（注） 当社が2018年11月9日に提出した第20期第2四半期報告書（以下「当社四半期報告書」といいます。）に記載された2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数（43,427,500株）から当社四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（566,800株）を控除した株式数（42,860,700株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下、所有割合について同じとします。

2018年9月21日付当社プレスリリース「支配株主である芙蓉総合リース株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、芙蓉総合リースは、2018年7月上旬より、当社の経営状況の打開策について具体的な検討を開始し、当該検討の結果、2018年7月中旬に、当社株式の持分比率を高めつつ、当社を非公開化することが、当社及び芙蓉総合リースの経営資源のより迅速かつ円滑な相互活用を可能とし、また、必要な施策をスピーディーに実施することにもつながり、ひいては、当社及び芙蓉総合リースグループの更なる成長と発展に資するとの考えに至ったとのことです。

一方、当社は2018年7月中旬に当社の株主を芙蓉総合リース及び株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテホールディングス」といいます。）のみとして当社を非公開化すること（以下「本取引」といいます。）に関して初期的な打診を受け、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付けの諸条件について、芙蓉総合リースと複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、意見表明プレスリリースでも公表いたしましたとおり、当社は本公開買付けを含む本取引を行うことにより当社の株主を芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスのみとして当社を非公開化することが、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、変化する経営環境に対処するための不確実性が伴う先行投資等を迅速かつ効果的に実施可能とし、結果的に、当社の企業価値のより一層の向上につながる可能性を高める最善の選択肢であるとの判断に至りました。

このような経緯を経て本取引が進められ、本公開買付けが実施されましたが、当社は、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスとそれぞれ協議の上、本臨時株主総会の承認決議を条件として、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスが当社の発行済株式の全てを取得するために、当社株式2,241,480株を1株に併合する本株式併合を実施することとします。

本株式併合により、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングス以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。なお、当社新株予約権につきましては、2018年12月20日付で全て放棄され、消滅しております。

本取引の経緯の詳細につきましては、以下の当社プレスリリースも併せてご参照ください。

（ア）2018年9月21日付「支配株主である芙蓉総合リース株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」

（イ）2018年11月7日付「支配株主である芙蓉総合リース株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

(2) 本株式併合の割合

当社株式について、2,241,480株を1株に併合いたします。

(3) 会社法第234条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

① 1株に満たない端数の処理の方法

上記「(1) 本株式併合の目的」に記載のとおり、本株式併合により、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングス以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を芙蓉総合リースに売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2019年2月5日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する普通株式の数（以下「基準株式数」といいます。）に本公開買付価格と同額である415円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

上記「① 1株に満たない端数の処理の方法」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様が交付することが見込まれる金銭の額は、本公開買付価格を基準に算出され、各株主の皆様の基準株式数に本公開買付価格と同額である415円を乗じた金額となる予定です。そして、本公開買付価格については、(i)本公開買付けに係る手続きの公平性は確保されており、また(ii)プルータスより取得した当社株式価値算定書に照らせば本公開買付価格が当社株式価値算定書に示された、DCF法による評価額のレンジの範囲内かつその中央値を上回る価格であること、並びに本公開買付けの公表日の前営業日である2018年9月20日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値280円に対して48.21%、2018年9月20日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値269円に対して54.28%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値265円に対して56.60%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値294円に対して41.16%のプレミアムが加算されていることから、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると考えられることに鑑み、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、当社は、芙蓉総合リースによる本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本取締役会の開催時点に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

③ 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社及び芙蓉総合リースは、当社が2018年9月21日現在において芙蓉総合リースの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような施策を実施いたしました。

なお、芙蓉総合リースによれば、芙蓉総合リースは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定しておりませんが、当社及び芙蓉総合リースにおいて以下(ア)乃至(カ)の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとことです。

(ア) 芙蓉総合リースにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

芙蓉総合リースは、本公開買付価格を決定するにあたり、芙蓉総合リース、当社及びドンキホーテホールディングスから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとことです。なお、大和証券は、芙蓉総合リース、当社及びドンキホーテホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとことです。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるという前提のもと、市場株価法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を算定手法として用いて、当社株式の価値算定を行い、芙蓉総合リースは、大和証券から2018年9月20日付で株式価値算定書（以下「芙蓉総合リース株式価値算定書」といいます。）

す。)を取得しているとのことです。なお、芙蓉総合リースは、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

芙蓉総合リース株式価値算定書によると、採用した算定手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 265円から294円

DCF法 : 336円から439円

市場株価法では、2018年9月20日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値280円、直近1ヵ月間(2018年8月21日から同年9月20日まで)の終値単純平均値269円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。)、直近3ヵ月間(2018年6月21日から同年9月20日まで)の終値単純平均値265円及び直近6ヵ月間(2018年3月22日から同年9月20日まで)の終値単純平均値294円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を265円から294円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した事業計画(2019年3月期から2022年3月期までの4年間の計画です。当該事業計画は、本取引の実行前における当社と芙蓉総合リースとの関係が今後も継続した場合を前提として見積もった事業上のシナジーを考慮して作成しております。本取引の実行により実現することが期待される新たなシナジー効果につきましては、本公開買付けの開始時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。)(以下「本事業計画」といいます。))における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2019年3月期第2四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を336円から439円までと算定しているとのことです。なお、DCF法では、分析に用いた本事業計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

芙蓉総合リースは、大和証券から取得した芙蓉総合リース株式価値算定書の算定結果に加え、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例(完全子会社化を前提とした公開買付けの事例)において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の市場株価動向、芙蓉総合リースによって実施した当社に対するデュエ・ディリジェンスの結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえて、最終的に2018年9月21日付の取締役会決議を経て、本公開買付価格を1株当たり415円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である415円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2018年9月20日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値280円に対して48.21%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの数値について同じです。))のプレミアムを加えた価格、直近1ヵ月間(2018年8月21日から同年9月20日まで)の終値単純平均値269円に対して54.28%のプレミアムを加えた価格、直近3ヵ月間(2018年6月21日から同年9月20日まで)の終値単純平均値265円に対して56.60%のプレミアムを加えた価格、直近6ヵ月間(2018年3月22日から同年9月20日まで)の終値単純平均値294円に対して41.16%のプレミアムを加えた価格です。

なお、本公開買付けにおいては、前回公開買付けから相当期間が経過しており、当社の事業における経済環境の変化による競争の激化及び民法改正等の影響により、当社の将来の業績見通しが2015年当時と比べて悪化すること等が想定されることを踏まえた上で、現時点の当社株式の株式価値を算定し、本公開買付価格を決定しているため、本公開買付価格は、前回公開買付けにおける当社株式1株当たりの取得価格(520円)とは異なっているとのことです。

(ii) 新株予約権

当社新株予約権は、全て、当社の取締役を対象とするストック・オプションとして発行されたもので、権利行使の条件として、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には前営業日)を経過する日までの間に限る旨、及び、当社新株予約権のそれぞれを一括してのみ行使できる旨が定められていることから、芙蓉総合リースは、本公開買付けにより当社新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないため、当社新株予約権に係る買付け等の価格をいずれも1個につき1円と決定したとのことです。

なお、芙蓉総合リースは第三者算定機関に対して当社新株予約権の価値算定を依頼しておらず、当社新株予約権の価値算定書を取得していないとのことです。

(イ) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び芙蓉総合リースとの関係

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータスに対し、当社の株式価値算定を依頼し、ブルータスから2018年9月20日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、ブルータスは、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。なお、当社は、本公開買付けの開始から本臨時株主総会の招集を決議した本取締役会の開催時点までの状況を考慮しましたが、当社株式価値算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、当社株式価値算定書は引き続き有効であると考えております。

(ii) 算定の概要

ブルータスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、事業活動による将来収益獲得能力を直接的に評価し算定に反映するためにDCF法を用いて、当社株式の価値算定を行いました。当社株式価値算定書によれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：265円から294円

DCF法：291円から453円

市場株価平均法では、2018年9月20日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値（280円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（269円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（265円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（294円）を基に、当社株式の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を265円から294円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した本事業計画、当社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が2019年3月期第2四半期以降において生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を291円から453円までと算定しております。なお、割引率は、6.807%～10.524%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。ブルータスがDCF法による算定の前提とした事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、算定の前提とした当社の事業計画に大幅な増減益を含む事業年度はございません。

（単位：百万円）

	2019年3月期 (9ヶ月)	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
営業収益	2,562	3,636	3,887	4,184
営業利益	1,140	1,648	1,747	1,931
EBITDA	1,195	1,717	1,817	2,001
フリー・キャッシュ・フロー	1,539	120	845	1,358

(ウ) 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、2018年8月20日、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスから独立した外部の有識者である高橋明人氏（高橋・片山法律事務所所属、弁護士）、後藤高志氏（潮見坂総合法律事務所所属、弁護士）及び橋本卓也氏（株式会社エスネットワークス所属、公認会計士）から構成される当社第三者委員会を設置し、本取引について、(A)本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(B)本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性が確保されているか、(C)本取引において公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び、(D)上記(A)から(C)までのほか、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるかを検討し、当社取締役会に意見を述べることにについて諮問することを決定しました。

第三者委員会は、2018年8月20日から2018年9月13日まで合計で4回開催され、当社、芙蓉総合リース及びそれらのアドバイザーから第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)乃至(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行いました。第三者委員会は、かかる検討を前提として、2018年9月20日に、当社取締役会に対して、以下のとおり検討及び評価をした結果、当社が現時点において本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、新株予約権者の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の皆様のご判断に委ねることはいずれも

相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しております。なお、当社は、本公開買付けの開始から本取締役会の開催時点までの状況を考慮しましたが、第三者委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、第三者委員会の答申は引き続き有効であると考えております。

- (i) 本公開買付けの目的及び必要性・背景事情並びに本公開買付けのメリットからは、本公開買付けの目的は当社の企業価値向上を目指したものであるとすることができ、加えて当社においては、芙蓉総合リースとの間で当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本公開買付けの必要性及びメリットの検討を行っていること、また当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本公開買付け後の運営方針等については、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、芙蓉総合リースの事業内容をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられること。また、本公開買付けではドンキホーテホールディングスは応募せず非公開化後も当社の株主として残ることが予定されているところ、同社は当社の債権取扱高及び営業収益の双方において過半を占める最大のビジネスパートナーであり、同社なくして当社事業の維持・発展は困難であること、事業計画上も同社との取引継続が前提とされていることからすると、同社が株主として残存することは当社の企業価値向上に資するものであると考えられること。
- (ii) 当社は、本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付け価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、当社株式の株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得し参考としていること、その上で、(a)当該株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(b)当該株式価値算定書を基礎として当社においても本公開買付けの必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で本公開買付け価格の検討を行い、かつ、芙蓉総合リースとの間で複数回に亘って交渉を行ってきたこと、(c)当社取締役会が最終的に決議の前提としている本公開買付け価格についても、近時の類似の公開買付け事例（直近3年間の親会社による公開買付けの事例）に照らして相応のプレミアムが付された価格と言えること、(d)上記(a)から(c)までの第三者委員会での議論及び検討の結論を含め特段不合理な点あるいは著しい問題などは認識していないことから、これら当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の取引条件とりわけ本公開買付け価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと考えられること。
- (iii) 当社は本公開買付けを含む本取引への対応を検討するに当たり、当社及び芙蓉総合リースのいずれからも独立した第三者算定機関であるプルータスから当社株式価値算定書を取得し、当社及び芙蓉総合リースのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、このような体制・状況のもと、本公開買付けにおいては、当社における対応及び検討に向けた過程の中で、芙蓉総合リースから早期かつ詳細な開示、説明を受けて、当社の株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けを含む本取引の取引条件、とりわけ本公開買付け価格の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらないこと。

(エ) 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、同法律事務所は当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(オ) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、2018年9月21日開催の取締役会において吉田直樹氏及び堀優二氏を除く当社取締役全員一致により、本公開買付けに関して、賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、新株予約権者の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の監査等委員である取締役の堀優二氏は芙蓉総合リースの顧問を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において芙蓉総合リースとの協議及び交渉にも参加しておりません。

また、芙蓉総合リースは、本公開買付けの実施にあたり、当社の第二位株主であるドンキホーテホールディングスとの間で、不応募確認書を締結しているとのことであり、当社の取締役の吉田直樹氏はドンキホーテホールディングスの代表取締役を兼務しているため、同様の観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において芙蓉総合リースとの協議及び交渉にも参加しておりません。

また、上記取締役会の決議にあたっては、堀優二氏を除く監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が、何ら異議なく、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明する旨、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、新株予約権者の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨について賛同しております。

（カ）他の買付者からの買付機会を確保するための措置

芙蓉総合リースは、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日としているとのこと。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、芙蓉総合リース以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しているとのこと。さらに、芙蓉総合リースと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

（4）本株式併合がその効力を生ずる日
2019年2月6日（予定）

以 上